

公正取引委員会が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成17年度評価書」（平成17年7月13日付け公官総第461号による送付分）における7件の政策評価のうち、公正取引委員会が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した実績評価方式による5件（注）の政策評価

（注）送付を受けた7件の政策評価のうち、総合評価方式を用いた評価（2件）を除いた5件の政策評価、また、総合評価方式を用いた評価については、別途整理する予定である。

2 審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。（注1、2）

- ① 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。
- ② 目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期（基準年次）及び目標を達成しようとする時期（達成年次）が設定されているかどうか。
- ③ 目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠は明らかにされているかどうか。

（注1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（目標の達成度合いの判定方法）

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能

なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

3 審査の結果

「平成 17 年度評価書」における 5 件の実績評価のうち、公正取引委員会が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 5 件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法 (判定基準の定量化等)
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
1 独占禁止法違反行為に対する措置（平成16年度）						
	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	—	各年度		—	—
	指標数 4	— = 4	(各年度)		— = 4	
2 企業結合の審査（平成16年度）						
	企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	—	各年度		—	—
	指標数 6	○ = 3、— = 3	(各年度)		○ = 3 — = 3	
3 景品表示法違反行為に対する措置（平成16年度）						
	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。	—	各年度		—	—
	指標数 2	○ = 1、— = 1	(各年度)		— = 2	
4 下請法違反行為に対する措置（平成16年度）						
	(1) 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。	—	各年度		—	—
	指標数 3	○ = 1、— = 2	(各年度)		— = 3	
	(2) 新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては、製造・修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから、この書面発注率を製造・修理委託分野の書面発注率まで引き上げる。	○	—	○	—	—
	指標数 1					
5 電子政府の構築（平成16年度）						
	電子政府の構築により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。	—	各年度		—	—
	指標数 13	○ = 2、— = 11	— = 3	○ = 2 — = 1	○ = 1 — = 12	

合 計 (5施策)					
(5目標)	-			-	-
(28指標)	○=7	-	○=2	○=4	-
(1目標)					
(1指標)	○=1	-	○=1	-	-
(備考)					

(注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「△」を記入している。

また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「○」、「△」及び「-」の分類に該当する指標数を記入している。

2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「-」を記入している。

また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「○」及び「-」の分類に該当する指標数を記入している。

3 「目標設定の考え方」欄には、

① 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれも設定されているものについて、いずれの考え方についても明らかにされている場合に「○」、いずれか一方の考え方が明らかにされている場合に「△」を付している。

② 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれか一方が設定されているものについて、その考え方が明らかにされている場合に「△」を記入している。

③ 上記①、②のいずれにも該当しないものには「-」を記入している。

また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「○」、「△」及び「-」の分類に該当する指標数を記入している。

4 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されていない場合には「-」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された公正取引委員会の「平成17年度評価書」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄名	記載事項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象施策等」欄に記載されている事項を記入した。
「達成すべき目標（「達成目標」）欄	評価書の「施策の目標（目標達成時期）等」欄に記載されている事項を記入した。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。 なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、公正取引委員会に確認の上、記入した。
「目的・指標分類」欄	目的分類については、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。 指標分類については、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。 なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を定めている場合に、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を定めている場合に、それぞれ当該年次を記入した。
「目標設定の考え方及びその根拠」欄	目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠が記載されている場合に、その考え方、根拠を記入した。
「測定結果等」欄	測定の結果等を記入した。
「評価の結果」欄	公正取引委員会における評価の結果等を記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

政策評価審査表（実績評価関係）

整理番号	政策	達成すべき目標（「達成目標」）		目的・指標分類	目標値	目標期間	目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段
		測定指標						基準年次	達成年次	H13年度	H14年度	H15年度		
1	独占禁止法違反行為に対する措置（平成16年度）	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		C	—	各年度							<ul style="list-style-type: none"> ・事件処理件数が昨年並みを維持するとともに、その中で、法的措置数が増加し、警告及び注意の件数が減少したことは、より独占禁止法違反行為に厳正に対処したといえ、また、多様な事件の処理に努めたこと、高額な課徴金納付を命じたことなどからしても、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。 ・申告件数に対する事件処理の比率が前年度に比べて9.3%減少しており、事件処理比率を向上させるには、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効率性を高めることとともに、事件処理部門の体制強化が必要である。 ・平成16年度の法的措置の平均審査期間は約8か月と平成15年度の約9か月に比べ、約1か月短縮され、迅速処理の取組に成果が上がっていると評価できる。 	独占禁止法の規定に基づく立入検査、事件処理等
		事件処理状況		P	—			申告件数(件) (小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては除く)	770	572	560	944		
								事件処理件数(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては除く)	87	108	123	120		
								法的措置(件)	38	37	25	35		
								私的独占(件)	0	0	1	2		
								カルテル等(件)	36	33	17	24		
								不公正な取引方法(件)	2	3	7	8		
								その他(件)	0	1	0	1		
								警告(件)	15	17	13	9		
								注意(件)	26	49	75	60		
								打ち切り(件)	8	5	10	16		
								申告件数に対する事件処理比率(%)	11.3	18.9	22.0	12.7		
								カルテル等(件)	36	33	17	24		
								価格カルテル(件)	3	2	3	2		
				入札談合(件)	33	30	14	22						
				その他のカルテル(件)	0	1	0	0						
刑事告発		P	—						H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
									0	0	1	0		
課徴金納付命令		P	—						H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
									2,199	4,334	3,870	11,150		
									248	561	468	219		
事件処理期間		P	—						平成16年度の法的措置の平均審査期間は約8か月と平成15年度の約9か月に比べ、約1か月短縮された。					

整理番号	政策	達成すべき目標（「達成目標」）		目的・指標分類	目標値	目標期間 基準年次 達成年次	目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段																																										
		測定指標																																																						
3	景品表示法違反行為に対する措置 (平成16年度)	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。		C	—	各年度	—						<ul style="list-style-type: none"> 違反事件処理件数の増加は顕著であり、厳正・迅速な事件処理が行われたものと評価できる。 平成16年度の排除命令件数は21件であり、また、不当表示事件の件数については、過去30年間で最高となっている。このことから、特に不当表示事件に積極的に法的措置である排除命令を行うなど厳正に対処したものと評価でき、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という目標を達成している。 半数以上の案件を半年以内に処理するという目標は達成できておらず、また、前年度まではおおそ半年以内での処理が多いものの平成16年度は半年から1年で処理する事例が増加し、全体的に事件処理が長期化する傾向が認められることから、今後は特に景品表示法違反事件調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善にも積極的に取り組む必要があると思われる。 	景品表示法の規定に基づく立入検査、違反事件の処理等																																										
		景品表示法違反行為類型別件数						P	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件処理件数（件）</td> <td>472</td> <td>534</td> <td>651</td> <td>764</td> </tr> <tr> <td>排除命令</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>警告</td> <td>7</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>455</td> <td>495</td> <td>618</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>不当表示事件 うち排除命令数</td> <td>341 10</td> <td>425 22</td> <td>544 27</td> <td>692 21</td> </tr> <tr> <td>景品事件 うち排除命令数</td> <td>131 0</td> <td>109 0</td> <td>107 0</td> <td>72 0</td> </tr> </tbody> </table>						H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	事件処理件数（件）	472	534	651	764	排除命令	10	22	27	21	警告	7	17	6	21	注意	455	495	618	722	不当表示事件 うち排除命令数	341 10	425 22	544 27	692 21	景品事件 うち排除命令数	131 0	109 0	107 0	72 0					
			H13年度	H14年度	H15年度	H16年度																																																		
		事件処理件数（件）	472	534	651	764																																																		
		排除命令	10	22	27	21																																																		
		警告	7	17	6	21																																																		
		注意	455	495	618	722																																																		
		不当表示事件 うち排除命令数	341 10	425 22	544 27	692 21																																																		
		景品事件 うち排除命令数	131 0	109 0	107 0	72 0																																																		
		排除命令事件処理日数		P	半数以上の案件について、6ヶ月以内	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">処理日数 (件)</td> <td>3ヶ月以内</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以内</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>9ヶ月以内</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>1年3ヶ月以内</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以内</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1年9ヶ月以内</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>排除命令事件調査に要した平均日数（日）</td> <td>148</td> <td>173</td> <td>183</td> <td>195</td> </tr> </tbody> </table>								H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	処理日数 (件)	3ヶ月以内	2	8	4	2	6ヶ月以内	6	6	16	7	9ヶ月以内	2	4	3	8	1年以内	0	2	2	3	1年3ヶ月以内	0	0	2	1	1年6ヶ月以内	0	0	0	0	1年9ヶ月以内	0	2	0	0	排除命令事件調査に要した平均日数（日）
	H13年度	H14年度	H15年度					H16年度																																																
処理日数 (件)	3ヶ月以内	2	8					4	2																																															
	6ヶ月以内	6	6					16	7																																															
	9ヶ月以内	2	4					3	8																																															
	1年以内	0	2					2	3																																															
	1年3ヶ月以内	0	0					2	1																																															
	1年6ヶ月以内	0	0					0	0																																															
	1年9ヶ月以内	0	2	0	0																																																			
排除命令事件調査に要した平均日数（日）	148	173	183	195																																																				

整理番号	政策	達成すべき目標（「達成目標」）		目的・指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段				
		測定指標				基準年次	達成年次												
4	下請法違反行為に対する措置（平成16年度）	(1) 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。		C	—	各年度	—	—						<p>・ 勧告件数は4件と前年度に比べて減少しているものの、平成13年度及び平成14年度の水準は維持している。また、違反事件処理件数は、下請法違反事件の調査対象の拡大により、前年度に比し1.9倍になっている。</p> <p>・ 勧告した4社（件）に対し、違反行為を行わない旨を下請事業者並びに自社の役員及び従業員への周知徹底し、社内体制の整備等を行い再発防止の措置を講じている。このように、下請法違反事件に厳正に対処するとともに、違反事案における効果的な指導を行うことにより、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進するという目標を達成している。</p> <p>・ 下請法違反処理日数は、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成されてはいないものの、全体として短縮化の傾向にあり、下請法違反事件処理の迅速・効率化の目標達成に向けて順調に進んでいる。</p>	下請法の規定に基づく立入調査、事件処理等				
		違反行為類型別件数		P	—														
									H13年度	H14年度	H15年度	H16年度							
									1,234	1,262	1,267	2,556							
									1,234	1,262	1,267	1,471							
									—	—	—	1,085							
									954	874	876	1,313							
									954	874	876	693							
									—	—	—	620							
									合計	2,188	2,136	2,143	3,869						
		事件処理件数		P	—						H13年度	H14年度	H15年度	H16年度					
							新規発生件数	1,367	1,427	1,409	2,710								
							製造・修理委託	1,367	1,427	1,409	1,610								
							役務委託等	—	—	—	1,100								
							事件処理件数	1,358	1,426	1,436	2,663								
							うち勧告	3	4	8	4								
							製造・修理委託	3	4	8	4								
							役務委託等	—	—	—	0								
							うち警告	1,311	1,362	1,357	2,584								
							製造・修理委託	1,311	1,362	1,357	1,520								
							役務委託等	—	—	—	1,064								
		下請法違反事件処理に要した日数		P	6ヶ月以内						H13年度	H14年度	H15年度	H16年度					
							1～30日	勧告	—	0	1	0							
								警告	—	1,153	1,132	2,415							
							31～60日	勧告	—	0	0	0							
								警告	—	97	104	70							
							61～90日	勧告	—	0	0	1							
								警告	—	47	45	43							
							91～120日	勧告	—	0	4	1							
								警告	—	13	28	18							
							121～180日	勧告	—	1	1	1							
								警告	—	30	17	24							
							181日～	勧告	—	3	2	1							
								警告	—	22	31	14							
							勧告事件平均処理日数(日)		228	147	138								
		(2) 新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては、製造・修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから、この書面発注率を製造・修理委託分野の書面発注率まで引き上げる。		CM	製造・修理委託分野の書面発注率まで引き上げる	—	H19年度						<p>・ 役務委託等の分野は、不交付率は36.4%であり、発注書面の交付率を製造・修理委託分野並み（製造・修理委託分野での発注書面の不交付率21.2%）にするとという目標達成に向けて更なる取組が必要である。</p>						
		発注書面交付率							<p>役務委託等の分野における発注書面の不交付率（下請事業者と取引があると回答した親事業者のうち、発注書面を交付していない疑いのある者の比率）は36.4%（すべての下請取引で発注書面を交付していない疑いのある者の比率11.3%）。</p>										

整理番号	政策	達成すべき目標（「達成目標」）		目的・指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																																									
		測定指標				基準年次	達成年次																																													
5	電子政府の構築（平成16年度）	電子政府の構築により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。		C	—	—	各年度																																													
I 国民の利便性・サービスの向上																																																				
1 行政ポータルサイトの整備・充実																																																				
		①報道発表した案件については100%、発表当日中にホームページに掲載する。報道発表資料以外のものについても、国民にとって有益な情報（各種のパンフレット等）を積極的にホームページに掲載する。（報道発表資料について、ホームページに当日中に掲載する率）	P	100%	—	各年度		・平成16年度においては、282件の報道発表を行い、すべて報道発表当日中にホームページに掲載した。 ・利用者利便性の観点から、トップページを再構成するとともに、下請法、景品表示法のトップページ及びサイトマップを作成した。	・報道発表の当日中のホームページ掲載を100%実施しており、また、すべての手続きについて説明資料・様式をホームページに掲載しているなど、目標を達成している。 ・国民が情報に容易にたどり着けるかという点については、府省共通情報の提供が政府全体の方針と整合性が取れていないものもある。	報道発表資料のホームページへの掲載																																										
		②行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）を踏まえた府省共通情報の掲載情報の充実を図る。	P	—	—	各年度		・府省共通情報については、基本的に「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方」の指針でホームページ上に掲載するとされた16項目についてはすべて掲載しているが、指針どおりホームページ右側の共通カテゴリに掲載したものは5項目。		府省共通情報をホームページに掲載																																										
		③手続案内、組織・制度概要、パブコメ情報についての迅速な更新・情報提供を行う。また、提供する情報案内の充実を図る。	P	—	—	各年度		・申請・届出等の手続案内をホームページ上に掲載（23手続について説明資料及び様式（電子ファイル）をホームページに掲載。）している。 ・パブリックコメント情報について11件全件についてホームページ上で迅速な更新、提供を行った。		申請・届出等の手続案内をホームページに掲載																																										
2 オンライン利用の促進ための環境整備																																																				
		①処理期間の短縮を図る。	P	—	—	各年度		・審査・審判手続きなど準司法関係手続の書面について、オンライン申請に対応した。 ・既開設の電子申請等については、その利用時間帯を検証したところ、6%が公正取引委員会の勤務時間相当の時間帯（9時から17時）で、94%が早朝・夜間の利用となっており、閉庁時間帯での利用が多くなっている。 ・電子申告は、その性格から、一方的情報提供となるものであり、申告人が匿名性を維持したままでの情報提供を希望する場合には、その情報の正確性や信憑性についての確認作業が従来からの申告方法（電話等）に比べ時間を要するものとなっている。	・申請届出の利用が閉庁時間帯で多いことから、利用者側の利便性の向上が図られていると考えられる。 ・行政側での手続き処理期間の短縮はまだ効果が出ていない。これは、オンライン利用件数の多い違反行為等に係る申告が、非定型的なものであり、電算処理を行うものでないことなどによるものと考えられるが、目標達成に向けて更なる取組が必要である。 ・利用方法の周知については、件数自体は増加していることから目標を達成しているものの、全体の件数に占める割合は低下しており、これまでの利用方法の周知活動がどこまで有効であったかは不明である。 ・ホームページについて、JIS 対応が図られていない部分もあることから、これらについては、目標達成に向けて更なる取組が必要である（トップページのJIS規格未対応部分については、平成17年4月 該当箇所対応済み）。	申請・届出等のオンライン化																																										
		②電子申請手続の周知を行い、申請件数の増加を図る。	P	—	—	各年度		・申請・届出等の電子窓口については、電子窓口に関する案内文書を作成し、全国8都市で開催した地方有識者との懇談会及び講演会において配布し、周知を行った。 ・下請取引適正化推進講習会等の下請法に関する事業者向けの講習会において、定期書面調査のオンライン提出について説明を行うとともに、定期書面調査の調査票を事業者に発送した際に、オンライン提出に関する案内文書を同封し周知を図った。 ・各手続について、利用案内を見直し、これを改訂したり、利用者に広く周知されるようホームページ上の掲載場所を変更するとともに、申請書様式の取得が容易となるよう改築した。	・電子申請からの法的措置に至った案件があることは、申告方法の多様化が具体的な事件処理に結びついたものであり、一定の効果が認められる。	電子窓口に関する案内文書等の配布、利用案内の改訂、ホームページ上の掲載場所の変更等																																										
						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手続名称</th> <th colspan="2">H14年度</th> <th colspan="2">H15年度</th> <th colspan="2">H16年度</th> </tr> <tr> <th>申請件数</th> <th>オンライン件数</th> <th>申請件数</th> <th>オンライン件数</th> <th>申請件数</th> <th>オンライン件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定の規模を超える会社の事業報告</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>79</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一定の規模を超える会社の設立の届出</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>会社の株式保有の報告</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>961</td> <td>0</td> <td>778</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		手続名称	H14年度		H15年度		H16年度		申請件数	オンライン件数	申請件数	オンライン件数	申請件数	オンライン件数	一定の規模を超える会社の事業報告	—	—	77	1	79	1	一定の規模を超える会社の設立の届出	—	—	4	0	1	0	会社の株式保有の報告	—	—	961	0	778	0	銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	—	—	0	0	4	0				
手続名称	H14年度		H15年度		H16年度																																															
	申請件数	オンライン件数	申請件数	オンライン件数	申請件数	オンライン件数																																														
一定の規模を超える会社の事業報告	—	—	77	1	79	1																																														
一定の規模を超える会社の設立の届出	—	—	4	0	1	0																																														
会社の株式保有の報告	—	—	961	0	778	0																																														
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	—	—	0	0	4	0																																														

整理番号	政策	達成すべき目標（「達成目標」）		目的・指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等						評価の結果	政策手段		
		測定指標				基準年次	達成年次											
									銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請（一年を超えて該当議決権を保有する場合）	-	-	13	0	10	0			
									合併に関する計画届出	-	-	103	0	70	0			
									共同新設分割に関する計画届出	-	-	4	0	6	0			
									吸収分割に関する計画届出	-	-	17	0	17	0			
									営業等の譲受けに関する計画届出	-	-	175	0	166	0			
									合併完了報告	-	-	113	0	56	0			
									共同新設分割完了報告	-	-	4	0	6	0			
									吸収分割完了報告	-	-	13	0	17	0			
									営業等の譲受け完了報告	-	-	178	0	129	0			
									事業者団体の成立届出	-	-	148	0	80	0			
									事業者団体の変更届出	-	-	1,305	0	1,233	0			
									事業者団体の解散届出	-	-	61	0	84	0			
									協同組合の届出	-	-	320	0	149	0			
									公正競争規約の締結の認定に係る申請	-	-	0	0	0	0			
									公正競争規約の設定の認定に係る申請	-	-	2	0	3	0			
									公正競争規約の変更の認定に係る申請	-	-	4	0	13	0			
									親事業者及び下請事業者に対する定期調査	-	-	6,655	287	68,029	2,348			
									独占禁止法違反等に係る申告	2,736	114	2,380	226	2,607	227			
									景品表示法違反等に係る申告	453	185	876	228	2,643	393			
			③当委員会のホームページについてJIS対応を図る。	P	-		各年度		・トップページについては、3件のJIS規格不適合性が発見された（平成17年4月 該当箇所対応済み）。								ホームページをJIS対応とする	
II IT化に対応した業務改革																		
1 個別業務の最適化																		
			個別業務の最適化の実施を図る。	P	-		各年度		・個別府省業務・システムについて現状分析等を進めるため、平成15年度末から新たにCIO補佐官を設置し、平成16年度も引き続き当委員会業務・システムの現状分析対象等について検討を行った。								・平成16年度は検討段階にあるため、目標達成に向けて更なる取組が必要である。	CIO補佐官の設置及び業務・システムの現状分析等
2 内部管理業務の最適化																		
			①政府の「人事・給与業務・システム最適化計画」に基づいた業務・システムの最適化を図る。	P	-		H17年度		・平成16年6月に「人事・給与関係業務情報システム導入計画」を策定した。								・人事給与業務の最適化について、最適化計画の中で目標年次までのスケジュールを組むなど目標達成に向けて順調に進んでいる。 ・給与の全額振込化について、全額振込み率は上昇しており、平成17年度末の目標達成に向け順調に進んでいる。 ・官房基幹業務の最適化について、平成16年度は検討段階にあるため、目標達成に向けて更なる取組が必要である。	「人事・給与業務・システム最適化計画」に基づいた業務・システムの最適化
			②職員給与の全額振込みを100%とする。	P	100%		H17年度	（考え方） 職員の協力を得て、全額振込化を推進する。 （根拠） 平成15年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定「電子政府構築計画（仮称）の策定に向けて」の別添「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」	・平成16年度末の全額振込率は95.6%となった（平成15年度末は、82.5%）。								職員に対し振込促進文書の回覧を行い、また、電子掲示板での周知を行った	

整理番号	政策	達成すべき目標（「達成目標」）		目的・指標分類	目標値	目標期間 基準年次 達成年次	目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
		測定指標								
			③政府の「官房基幹業務・システム最適化計画」に基づいた業務・システムの最適化を図る。	P	—	H16年度以降 逐次		・政府の「官房基幹業務・システム最適化計画」の策定（平成16年7月）を踏まえ、業務システムの最適化の取組について検討中。		「官房基幹業務・システム最適化計画」に基づいた業務・システムの最適化
III 共通的な環境整備										
1 情報システムの整備・運用管理の高度化										
			①「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえた調達を実施する。	P	—	各年度		・ライフサイクルベースの価格評価方式等の対象となる調達案件はなかった。	・情報システムにかかる政府調達の改善について、本年度は対象となる調達案件はなかったため目標達成状況の評価はできないが、今後とも、調達案件が生じた場合には方針に基づき対応する必要がある。 ・外部委託の推進について、所要の外部委託を行っており、目標を達成しているが、今後とも、適切に外部委託の推進に努めることが必要である。	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の方針に基づく対応 外部委託の推進
			②「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」を踏まえて外部委託を推進する。	P	—	各年度		・平成16年度において、LANシステムの運用支援業務及び情報セキュリティ関係業務の外注委託を実施した。		
2 情報セキュリティ対策等の充実・強化										
			①情報セキュリティ事故を防止する。	P	—	各年度		・①内閣官房情報セキュリティセンターによる情報セキュリティ監査実施、同監査を受けた対策の実施 ②セキュリティパッチ等のクライアントパソコン自動適用システム導入③情報セキュリティマニュアルの作成④情報セキュリティ研修の実施⑤情報セキュリティ等に対するアンケート調査を実施・対策の周知を行った。 ・平成16年度における、情報セキュリティ事故として内閣官房情報セキュリティセンターに報告を要する案件は2件あった。 ・情報システムの一部について、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」に沿った製品を導入しており、電子申請・届出システムにおいては、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に準ずるシステムを導入している。	・内閣官房情報セキュリティセンターに報告を要する事故が2件あり、目標を達成していると評価できないものであるが、本件は、外部的要因によるものであり、避けることは困難であったと考えられるものであり、その影響により業務の停止等にはいたらなかったことから、これまでのセキュリティ対策の一定の効果を評価できるものであり、今後とも技術進歩等に対応したセキュリティ対策の必要性がある。	各情報セキュリティ対策の実施・周知及びセキュリティ水準の高い製品の利用

(注) 公正取引委員会から送付された「平成17年度評価書」に基づき当省が作成した。